

犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の概要

近年における犯罪の国際化及び組織化の状況にかんがみ、組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備するとともに、国際組織犯罪防止条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備する。

1 強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備の概要

(1) 処罰対象の拡充及び法定刑の引上げ〔刑法〕

現行刑法上の強制執行を妨害する行為に対する犯罪〔封印等破棄罪，強制執行妨害罪及び競売等妨害罪〕の処罰対象を拡充するとともに，その法定刑を3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はその併科に引き上げる。

(2) 加重処罰規定の新設〔刑法及び組織的犯罪処罰法〕

(1)の犯罪が報酬目的で人の債務に関して行われる場合又は組織的に行われる場合の法定刑を5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科に加重する。

(3) 公契約関係競売等妨害罪その他関係罰則の法定刑の引上げ〔刑法等〕

2 国際組織犯罪防止条約の締結に伴う罰則等の整備の概要

(1) 組織的な犯罪の共謀罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕

重大な犯罪（死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役又は禁錮に当たる罪）を，団体の活動として当該犯罪実行のための組織により行うことを共謀した者又は団体の不正権益の獲得・維持・拡大の目的で行うことを共謀した者を処罰する。

(2) 証人等買収罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕

重大な犯罪等に係る刑事事件に関し，虚偽の証言又は証拠の隠滅，偽変造等をするものの報酬として利益の供与等をした者を処罰する。

(3) 犯罪収益の前提犯罪の拡大その他犯罪収益規制関係規定の整備〔組織的犯罪処罰法〕

(4) 贈賄罪につき国民の国外犯処罰規定，関係罰則につき条約による国外犯処罰規定の整備〔刑法，組織的犯罪処罰法等〕